

議案第64号

県税事務所設置条例の廃止について

次のとおり県税事務所設置条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

県税事務所設置条例を廃止する条例

県税事務所設置条例（昭和25年鳥取県条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。